

認定農業者制度の概要

- 担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法（1993年制定）に基づく認定農業者制度を創設。
- 農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

- 農業経営を営む区域（農用地又は※農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合 ➡ それぞれ都道府県・国

※農業生産施設：畜舎、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設

市町村等へ申請

市町村等
が認定

○ 経営改善計画の記載内容

- ・営農活動の現状及び目標（営農類型、年間所得、年間労働時間）
- ・農業経営の規模拡大に関する現状及び目標（作付面積、飼養頭数、関連・附帯事業の売上げ等）
- ・生産方式の合理化・経営管理の合理化
- ・農業従事の様態の改善 等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

認定要件 都道府県・国認定も同様

- ・市町村の基本構想に照らし適切なものであるか（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成される見込みが確実であるか

【農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合】

- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか

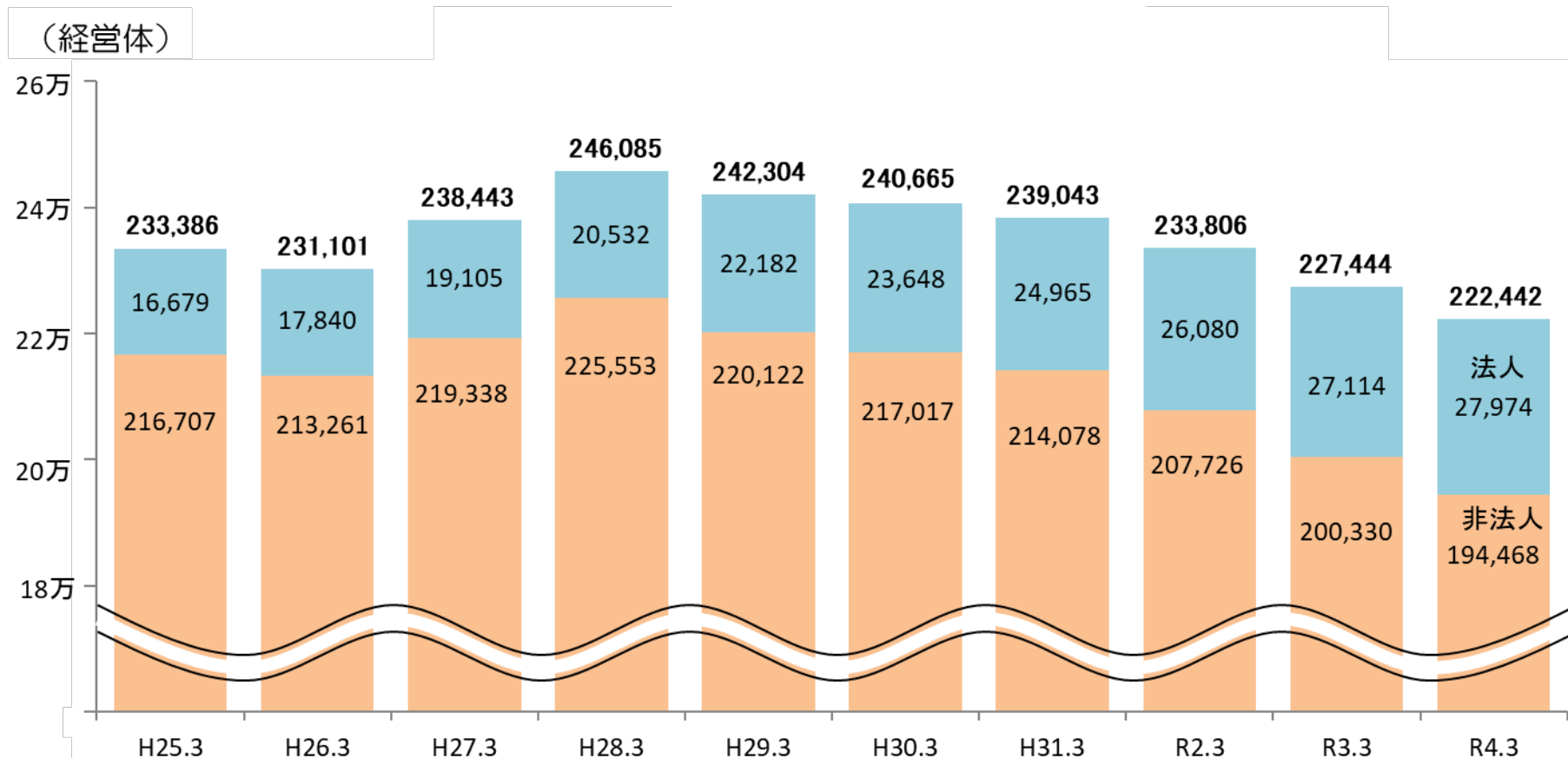
認定農業者

各種支援

※ 電子申請も可能

認定農業者数の推移

- 認定農業者数は、22万2,442経営体（令和4年3月末現在）となっている。
- うち法人数は、2万7,974法人（令和4年3月末現在）となっている。。



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策

〇畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

〇米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

融資

〇スーパーL資金及び農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに制度資金が利用できます。さらに、目標地図に位置付けられた場合等は、貸付当初5年間実質無利子化します。

※農業近代化資金は認定農業者以外も対象。認定農業者は特例金利

融資機関	資金	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	25年以内 （据置10年以内）	個人 3億円 （複数部門経営等は6億円） 法人 10億円 （民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
農協等	農業近代化資金	15年以内 （据置7年以内）	個人 1,800万円 法人 2億円

〇資本金劣後ローン

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金又は施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けられます。（令和5年度から措置）
※資本金劣後ローン：長期間にわたり元本返済が不要であるなど融資条件の面で、負債ではなく、資本に準じたものとして取り扱われるローン

税制

〇農業経営基盤強化準備金制度

地域計画において農業を担う者として位置付けられた認定農業者が、農業経営改善計画等に従って、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
積み立てた準備金を5年以内に取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者は、保険料の助成措置を受けることができます。

農地転用手続のワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。
また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可があったものとみなされます。